

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険資格情報通知書又は資格確認書、及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理。 把握している状況から、証及び証明書関係(資格情報通知書・資格確認書、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書)の発行及び送付。 被保険者の属する世帯に対する、所得、人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免。 医療機関等で受けた療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、特別療養費、食事差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為による損害賠償金の請求、結核医療給付金及び精神医療給付金の給付事務とその適正な管理。 国民健康保険料納入通知書等の発行及び送付。 徴収方法(普通徴収、特別徴収)の決定。 納付書や口座振替等による収納情報の受入、収納状況の管理、再発行納付書や納付証明書等の発行、過誤納金の還付充当処理等。 納付義務者等の口座情報の登録管理、各金融機関への口座振替・振込依頼及び口座振替結果受入。 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め。 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め。 保健事業に関する事務。 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。 <オンライン資格確認等システム稼働に関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、口座管理システム、収納消込システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務> 番号法第9条第1項及び別表44の項</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項及び173の項</p> <p>[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項及び71の項</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部国保年金課管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部国保年金課管理係 電話番号(直通):03-5722-9809
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請時にマイナンバーが必要となる場合は、申請者本人から提供を受け、その上で真正性の確認を行っている。また、住登外者からマイナンバーの提供を受け処理を行う際は、必ず複数名で確認作業を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大野 容一	国保年金課長 松下 健治	事後	
平成28年7月29日	II しきい値判断項目 1対象人数 及び2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年7月29日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	-	11 特定健康診査に関する事務	事後	
平成28年7月29日	I 関連情報 3.個人番号の利 用法上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の30の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条	事後	
平成28年7月29日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、 4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、 62、80、87、93及び106の項	[照会] 番号法第19条第7号(別表第2の42、43、44の 項) [提供] 番号法第19条第7号(別表第2の1、2、3、4、5、 17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、 87、93及び106の項) 番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委 員会規則第3号第2条	事後	
平成28年12月28日	I.基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	1～11(記載省略)	1～11(記載省略) 12 住民登録がない者の情報を住民基本台帳 ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	
平成28年12月28日	I.基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、口座管理システム、収 納消込システム、団体内統合宛名システム、中 間サーバー	国民健康保険システム、口座管理システム、収 納消込システム、団体内統合宛名システム、中 間サーバー、次期国保総合システム及び国保 情報集約システム、住民基本台帳ネットワー クシステム	事前	
平成29年10月24日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	

平成30年12月12日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長	国保年金課長 松下 健治	国保年金課長	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり(様式変更に伴う追加)	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年3月3日	評価書名	国民健康保険に関する事務	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、口座管理システム、収納 消込システム、団体内統合宛名システム、中 間サーバー、次期国保総合システム及び国保 情報集約システム、住民基本台帳ネットワー クシステム	国民健康保険システム、口座管理システム、収 納消込システム、団体内統合宛名システム、中 間サーバー、国保総合システム及び国保情報 集約システム、住民基本台帳ネットワー クシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項 並びに主務省令(※)第24条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項並 びに主務省令(※)第24条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	

令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会] 番号法第19条第7号(別表第2の42、43、44の項) [提供] 番号法第19条第7号(別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) 番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則第3号第2条	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 ・別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) <オンライン資格確認の準備業務>(予定) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	

令和2年12月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	

令和3年9月1日	<p>I 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条</p> <p>・別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>・別表第2の42、43、44の項</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>・別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、及び120の項</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>・別表第2の42、43、44の項</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月1日	<p>II しきい値判断項目</p> <p>1. 対象人数</p> <p>いつ時点の計数か</p>	令和2年9月1日 時点	令和3年7月5日 時点	事後	
令和3年9月1日	<p>II しきい値判断項目</p> <p>2. 取扱者数</p> <p>いつ時点の計数か</p>	令和2年9月1日 時点	令和3年7月5日 時点	事後	

令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	11 特定健康診査に関する事務。	11 特定健康診査等に関する事務。	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月5日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月5日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年5月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。	事前	
令和5年5月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、口座管理システム、収納消込システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、口座管理システム、収納消込システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム等	事前	
令和5年5月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年5月8日 時点	事前	
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月8日 時点	令和5年9月20日 時点	事前	

令和5年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>〈中略〉</p> <p>11 特定健康診査等に関する事務</p> <p>〈中略〉</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。</p> <p>〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>〈中略〉</p> <p>11 保険事業に関する事務</p> <p>〈中略〉</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「共通連携基盤システムの申請管理機能」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。</p> <p>〈オンライン資格確認等システムに関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する業務」という。)></p>	事前	
令和5年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能	事後	
令和5年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>〈国民健康保険に関する事務〉 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>〈国民健康保険に関する事務〉 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44、45の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>〈オンライン資格確認に関する業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

<p>令和5年9月20日</p>	<p>I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、及び120の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、46、53、56、75、79、101、104、116、123、130、140、143、及び155の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>事後</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険資格情報通知書又は資格確認書、及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年12月2日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要</p>	<p>2 把握している状況から、証及び証明書関係（被保険者証・短期被保険者証・被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書）の発行及び送付。</p>	<p>2 把握している状況から、証及び証明書関係（資格情報通知書・資格確認書、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書）の発行及び送付。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年12月2日</p>	<p>I 関連情報 3. 個人番号の利用 ② 法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令（※）第24条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険に関する事務> 番号法第9条第1項及び別表44の項</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3</p>	<p>事前</p>	

令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、46、53、56、75、79、101、104、116、123、130、140、143、及び155の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44、45の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項及び173の項</p> <p>[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項及び71の項</p> <p><オンライン資格確認に関する業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3</p>	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月20日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月20日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年12月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)		事前	